

# 河川分野における基盤地図情報の利活用例

想 定 事 例

平成17年に水防法の一部を改正する法律が施行された。これにより、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する中小河川について浸水想定区域を含む市町村は、洪水ハザードマップを作成し、一般へ周知することが義務づけられた。洪水ハザードマップを作成するとき、予算を確保してデータ作成から着手するなど、苦勞する場合がある。こんなとき、無償で利用でき、広域においてシームレスに整備された縮尺レベル25000、2500基盤地図情報の地図データや標高データを使用して、データ作成費用を抑えて業務を遂行することが可能となる。

## 利用効果

- 縮尺レベル25000、2500の地図情報や、標高データをすぐに利用可能
- 無償の基盤地図情報を利用することでシステム構築費用の縮減

日本全国をシームレスに整備されている縮尺レベル25000基盤地図情報や10mメッシュ標高データを無償で利用可能。都市計画区域については、縮尺レベル2500基盤地図情報も順次整備中。

ハザードマップの背景図や、ハザードマップ作成に必須の標高情報は、独自に作成しなくても、無償の基盤地図情報を利用することができ、コスト縮減になる。

平成17年7月1日（平成17年法律第37号）の水防法改正によって浸水想定区域を含む市町村は、浸水想定区域や避難に必要な情報を記載したハザードマップの公表・周知が義務付けられ、全国の市町村で浸水想定区域を含むハザードマップの整備が進んだ。これらの図面作成には、正確な背景地図と正確な標高情報が必要であるが、実際には正確な基礎データの入手に苦勞するケースも少なくない。

実際にある県では、県管理の河川について、紙の図面を数値化し、等高線や標高点から、標高情報を読みとる等、人手をかけて図を判読して想定浸水図を作っている。また、別の県では、紙の図面から数値化した地図情報を県の防災GISに重ねたところ、整合しないために修正を余儀なくされた、といったケースが発生している。

このように、解析やシミュレーションの元となる地図データの作成に十分なコストをかけることができないため

に、結果として十分な精度の解析ができなかったり、基礎データ作成にコストや時間がかかるために成果の作成が遅れる、などといった弊害が生じていることが多い。

こうした事例では、無償で利用できる基盤地図情報を使用することで、基礎的なデータを作成するコストを圧縮することができる。また、数値化されたデータや水位・雨量情報等の情報をインターネットで公開したり、災害時での最新情報の管理や情報提供など、行政サービスの高度化に寄与することも期待される。

### ■ 利用する基盤地図情報の種類と項目（種類と項目一例として）

- |                                                                                                                |                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 【縮尺レベル2500基盤地図情報】                                                                                              | 【数値標高モデル5mメッシュ(標高)】  |
| 【縮尺レベル25000基盤地図情報】                                                                                             | 【数値標高モデル10mメッシュ(標高)】 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区画の境界線及び代表点</li> <li>・道路線</li> <li>・建築物の外周線</li> <li>・標高点</li> </ul> |                      |

## 1 相模川浸水想定区域図の公開例（電子国土Webシステム）



各イメージ図：関東地方整備局京浜河川事務所ホームページより

## 2 浸水想定区域図（拡大）



拡大して表示すると、縮約レベル2500基盤地図情報が背景に表示される